

療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型訪問介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十

七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護

保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第七項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第十三項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号通所事業及び同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生

活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一分べんの介助

二 分べん前及び分べん後の処置

三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生

活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生

活を維持することのできない者又はそのおそれ

ある者に対する、左に掲げる事項の範囲内に

おいて行われる。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 死体の運搬

三 火葬又は埋葬

（施設介護）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法

（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」とい

う。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対

して、この法律の定めるところにより、保護を

決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者

者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

居住地が明らかである要保護者であつても、

その者が急迫した状況にあるときは、その急迫

した事由が止むまでは、その者に対する保護

者は、前項の規定にかかるわらず、その者の現在地

を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事

又は市町村長が行うものとする。

（施設介護）

第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるそ

の職権の一部を、その管理に属する行政庁に委

任することができる。

（補助機関）

第二十一条 社会福祉法に定める社会福祉主事

は、この法律の施行について、都道府県知事又

る。

(民生委員の協力)

第二十二条 民生委員法(昭和二十三年法律第五十九号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。(事務監査)

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。
(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所
二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

第二十五条 保護を受けようとする理由

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対する扶養の有無、資産及び収入の状況その他の要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要な事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十九条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行なう。

前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができる特別の事情があるときは、この限りでない。

保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

前項の書面には、決定の理由を付さなければならぬ。

第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対し書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他の保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(報告、調査及び検査)

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するため、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要な限度に止めなければならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十一条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

保護の実施機関は、被保護者に対する生活の維持、向上その他保護の目的達成に向けて、必要な指導又は指示をすることができる。

前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要な限度に止めなければならない。

第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

被保護者の意に反して、報告を求めることができる。

第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

第一項の規定による立入調査の権限は、被保護者の意に反して、報告を求めることがあるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による立入調査の権限は、被保護者の意に反して、報告を求めることがある。

又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

三 前号の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年」として同様にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定によるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めによるところにより、被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従うべきであるとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、（変更の届出等）

厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができない。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときは、除外する。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しくはわななければならぬ。

（診療方針及び診療報酬）

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしてしまうとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不适当な行為をした者であるとき。

（介護機関の指定等）

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。（報告等）

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定期定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

5 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第五欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

6 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第六欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

7 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第七欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

8 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第八欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

9 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第九欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

10 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第十欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（規定期間による検査について準用する）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者又は介護業者、その事業として介護予防を行う者若しくは居宅介護支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護業者、特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

第五十五条 厚生労働大臣は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者又は介護業者、特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定期定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

5 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第五欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

6 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第六欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

7 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第七欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

8 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第八欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

9 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第九欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

10 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第十欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

接事業者に係るものと除外する。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により第一項の指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。)について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により第一項の指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを除く。)」について準用する。以下この章において「指定介護機関」という。)と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものと除外する。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。)について、第五十条、第五十条の二、第五十一条(第二項第一号、第八号及び第十号を除く。)、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第一項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。)について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中

と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」の「第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(同条第二項本文の規定により同条第一項の規定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。以下この章における「指定介護機関」という。)」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、「第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事が、次の一」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同項第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関について、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定介護機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(助産機関及び施術機関の指定等)

び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十一条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは、「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この章においてそれぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは、「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関又は」とあるのは、「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関」とあるのは、「指定助産機関若しくは指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と、第五十二条第一項中「指定医療機関」と、「指定医療機関又は指定施術機関が、次の一」とあるのは、「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関」とあるのは、「指定助産機関又は指定施術機関が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは、「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは、「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは、「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」

と、「指定医療機関若しくは指定助産機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等を含む。」）とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）とあるのは、指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者等」という。」とあり、及び「当該指定医療機関」とあるのは、「当該指定助産機関若しくはこれらであつた者」と、当該指定医療機関若しくは指定施術機関と読み替えるものとするほか、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

（告示）

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一条の指定をしたとき。

二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六项並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十五条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の辞退があつたとき。

三 第五十二条第一項（第五十四条の二第五項及び第六项並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十五条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取消したとき。

四 第五十二条第二項（第五十四条の二第五項及び第六项並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十五条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るために、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなるとしたと認めたものに対して、厚生労働省令で定

めることにより、就労自立給付金を支給する。

- 2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
- 3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

(進学・就職準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給するものとする。

- 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。(報告)

第五十五条の六

第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」といふ。)は、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの方に係る雇主(被保護者を雇用しようとする者を含む。)若しくは特定教育訓練施設の長その他関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康支援事業

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ(被保護者就労支援事業)

じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

第十章 被保護者の権利及び義務

(不利益変更の禁止) 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはできない。

第五十六条 (公課禁止)

被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。

第五十五条の九

厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業を行なう場合について準用する。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

3 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行なう場合について準用する。

第五十五条の十

厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病的動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行なう。保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

第五十五条の十一

厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対しても、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

第五十五条の十二

前項の規定による調査及び分析の実施に必要な費用を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

第五十五条の十三

厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対しても、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

第五十五条の十四

前項の規定による委託を受けた者若しくはその他の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、これに従わなければならない。

第五十五条の十五

被保護者の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十一章 不服申立て

被保護者が、急迫の場合において、被保護を受けていたときの費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第五十七条 (費用返還義務)

被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第五十八条 (差押禁制)

被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

第五十九条 (譲渡禁止)

被保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

第六十条 (生活上の義務)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第六十一条 (届出の義務)

被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 (被保護者)

被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設に送り、被保護者若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

第六十三条 (被保護者の権利)

被保護者が、急迫の場合において、被保護を受けていたときの費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第六十四条 (裁決をすべき期間)

第六十五条 (厚生労働大臣)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する处分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から次各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第六十五条の二 (行政不服審査法)

前号に掲げる場合

二 前号に掲げる場合以外の場合

五十日

二 前号に掲げる場合

五十日

二 前号に掲げる場合

行政不服審査法

第二十三条の規定により不備を補正すべ

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

きことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。(第一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分若しくは第五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をることができる。

前条第一項(各号を除く。)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十一条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三條」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条 刪除

(審査請求と訴訟との関係)

この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章 費用

(市町村の支弁)

市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する次に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用(以下「保護費」という。)

ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被

保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という。)

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により保護者を日常生活支援居住施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下「委託事務費」という。)

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けた者を除く。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く。)に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給(同条第二項に規定により準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

(繰替支弁)

第七十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにあつて被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

二 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しならなければならない。

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)及び進学・就職準備給付金費(進学・就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設における被保護者に就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の一

五 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(以下同じ。)及び進学・就職準備給付金費(進学・就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一

六 その長が第十九条第六項の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

(都道府県の補助)

第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その保護施設を利用することができる地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあってもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

三 第四十三条から第四十五条までに規定するもの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

一 厚生労働大臣は、その保護施設に対しても、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。

二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適當と認めるときは、その予算について、

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けた者を除く。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

二 宿所提供的施設又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十八条に規定する母子生活支援施設(第四号において「母子生活支援施設」という。)にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。)に、つき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(以下同じ。)及び進学・就職準備給付金費(進学・就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設における被保護者に就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の一

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給(同条第二項に規定により準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

二 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く。)に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

可人も、次に渴むる場合を除き、その者が業

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買・貸借・雇用その他の契約（以下この項において「該職員」と謂ふ）に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に當該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物

び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(大都市等の特例)

に対し、必要な事項に關し報告を求める、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入りつて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託) る。

第八十条の四 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生省令による事務を実施するにあつては、

労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理

又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合

2 会に委託することができる。

委託する場合は、他の供託の実施機関に社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の

の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

第八十条の五 国、都道府県及び市町村並びに指
(関係者の連携及び協力)

定医療機関その他の関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進で

他三編における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七

条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療

に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図る。（注）この「連携」とは、主として、（1）各事務所間の連絡、（2）各事務所と市町村との連絡、（3）各事務所と都道府県との連絡等を意味する。

図りながら協力するものとする。
(後見人選任の請求)

**第ハ一
第一多** 被供託者が元后見者又は元监护の後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行なう者がないときは、保護の実施機関は

すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(都道府県の援助等)

し
保護並びに就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うこととする。

かと、必要が取扱う他の部門を行なうことから、
きる。

以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国）のとされた国（負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国）の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国）の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例による。

第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 1
第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つてゐる市町村は、それぞれ当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにはあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出され

る国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なほ従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二二号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

正規定に限る。), 第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く)について適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益丸分に係るものを除く。）又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成六年六月二九日法律第四十九号）抄**

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 **（平成六年六月二九日法律第五十六条号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成九年六月一一日法律第七四四号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 **（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄**

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

(施行期日)

第一百五十九条 この法律によると改正前のそれそれ以前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

国等の事務 公布の日

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後それぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則とともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及ぶる経過措置を含む。）は、政令で定める。(検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年一月八日法律第一五一号抄）

（施行期日）
（経過措置）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。

（施行期日）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成二一年一月二二日法律第一六〇号抄）

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一條から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）、第二十五条の改正規定（社会福祉事業法第五十六条第二項）を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前述の例による。

（その他他の経過措置の政令への委任）

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）抄

（处分、手続等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（处分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の

下「新生活保護法」という。附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号)。附則第十三項において、「一部改正法」という。第四条の規定により改正前の生活保護法(以下「旧生活保護法」という)。附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」とあるのは、「市町村(指定都市等を除く)。次項において同じ。」又は「都道府県」と、「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」とあるのは、「市町村(都道府県)」と、「前項」とあるのは、「一部改正法附則第七条第一項の規定によるおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、「新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは、「市町村又は都道府県」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二项、第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十九条から第百三十三条までの規定 公布の日二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条

二、第六十七条、第九十条、第九十一条、第

九十六条规定、第一百一条、第一百零一条の二及び
第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現
に同条の規定による改正前の介護保険法（以下
この条において「旧介護保険法」という。）第
四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介
護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養
型医療施設については、第五条の規定による改
正前の健康保険法の規定、第九条の規定による
改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規
定、第十四条の規定による改正前の国民健康保
険法の規定、第二十条の規定による改正前の船
員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第
五十八条の規定による改正前の国家公務員共済
組合法の規定、附則第六十七条の規定による改
正前的地方公務員等共済組合法の規定、附則第
九十条の規定による改正前の船員職業安定法の
規定、附則第九十一条の規定による改正前の生
活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改
正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の
規定、附則第一百十一条の規定による改正前の
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支
援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の
二の規定による改正前の道州制特別区域におけ
る広域行政の推進に関する法律の規定（これら
の規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和
六年三月三十一日までの間、なおその効力を有
する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為(この附則の規定によりお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為)並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合(同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(处分、手続等に関する経過措置)

第一百三十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまつたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十四条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第
一六号) 抄**

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二二年一二月一〇日法律第七
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

いて同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一項の規定による新自立支援法第五十一条の二十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十二条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに前条第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の規定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前にお

いても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改

正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改

正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五

十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の第二項各号若しくは第三項各号(これら

の規定を同条第四項(平成二十六年改正後生活

保護法第五十四条の二第四項において準用する

場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活

保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第

二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規

定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた

者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行つた者について適用する。

(就労自立給付金に係る施行前の準備)

第十一条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管

理する町村長は、施行日前においても、平成二

十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定

による就労自立給付金の支給に必要な準備行為

をすることができる。

(費用等の徴収に関する経過措置)

第十二条 都道府県知事、第七条から第十八

条まで、第十二条及び第十五条から第十八条

までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十八

条まで、第十二条及び第十五条から第十八条

までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

三 第二条及び第四项(同条第二項に係る部分に限

る。次項において同じ。)の規定は、施行日以

後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第

二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又

は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴

収金の徴収について適用する。

二 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第

二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険

法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八

八十三号)附則第一百三十条の二第一項の規定に

よりなおその効力を有することとされる同法附

則第九十九条の規定による改正前の生活保護法

第五十四条の二第一項の規定を受けた介護療養

型医療施設について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

(政令への委任)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第十六条 この法律による改正前の法律の規定によ

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

他の行為を経た後でなければ訴え提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立て

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てを

他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ

の他の行為を経た後でなければ提起できないと

される場合にあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

べき期間を経過したものと含む。)の訴えの提

起については、なお従前の例による。

(この法律の規定による改正前の法律の規定

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

提起されること。

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十八条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十六条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十二条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十五条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十六条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十七条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

によること。

第四十八条 この法律の施行前にした行為及びこの

附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百一十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条规定、同法第百二十四条第三項の改正規定、同法第二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二十六条第一項、第一百二十一項、第一百二十二項、第一百二十三項の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第一百八十二条まで、第七条、第一百二十八条、第一百四十一条の見出しの改正規定、同法第二百条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第九条及び第十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第一百二十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三条及び第十四条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定(第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定を除く)、第十八条の規定(第三十九条までに附則第五条、第八条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条から第十二条まで、第十四条から第十五条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条から第十七条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十八条の規定(第三十二条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条から第二十八条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第二十九条から第三十二条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第三十三条から第三十九条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、及び第四项、第九条から第十二条まで、第十四条から第十五条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十八条の規定(第三十二条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条から第二十八条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第二十九条から第三十二条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第三十三条から第三十九条までに附則第五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十一号)、第二条第五项第一号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条の規定及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

第

二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要

し書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間におりて政令で定める日

四及び五
六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第十二条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（同法第八条第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る）、及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同法第七条の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（規定する通所介護）の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（同法第八条第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十

四及び五 略

2 附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第三十一条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者による指定に限る。）の手続その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあっては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であつて附則第十一條に規定する者に相当する者であつた者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委
第七十二条 附
前条に定めろ

（一）第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条までで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び
前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴
い必要な経過措置は、政令で定める。
**附 則 (平成二七年五月一九日法律第三
一号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十
三条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、
同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附
則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の
改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、
同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の
次に四条を加える改正規定、第七条中船員保
険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八
十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規
定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基
金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第
一项並びに附則第六条から第九条まで、第十
五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、
第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま
る。

<p>別表第一（第二十九条関係）</p> <p>第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。（並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十一条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定）公布の日</p> <p>二 略</p> <p>三 第二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中社会福祉法附則第十六条の改正規定 令和六年十月一日</p> <p>（進学・就職準備給付金の支給に関する特例）</p> <p>第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。</p>	<p>第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。（並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十一条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定）公布の日</p> <p>二 略</p> <p>三 第二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中社会福祉法附則第十六条の改正規定 令和六年十月一日</p> <p>（進学・就職準備給付金の支給に関する特例）</p> <p>第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。</p>
--	---	---

二 厚生労働大臣	三 市町村	長
次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）による療養手当の支給に関する情報	令で定めるもの
一 総務大臣又は都道府県知事	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報	補導に関する情報
二 通大臣国土交	雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十八号）による療養手当の支給に関する情報	二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報
三 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報	三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報
四 事務所を管	七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による特別遣族給付金の支給に関する情報	四 特別就職促進給付金の支給に関する情報
五 長	八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報	五 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報
六 都道府	九 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	六 一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
七 市町村長	十 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報	七 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
八 郡	十一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例	八 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報
九 県知事	十二 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報	九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例
十 都道府	十三 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報	十 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報
十一 県知事、市令で定めるもの	十四 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報	十一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報
十二 長又は福祉事務所を管	十五 令で定めるもの	十二 令で定めるもの
十三 共同、地方実施又は就労自立給付金若しくは進む。この法律による保護の決定及び法律第一百三十号）による地方運輸局	十六 令で定めるもの	十三 令で定めるもの

長	理する町学・就職準備給付金の支給に関する情報
員職業紹介・職業指導又は部員職業補導に関する情報	一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報
二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報	二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報
三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者居住確保給付金の支給に関する情報	六 生活困窮者居住確保給付金の支給に関する情報
七 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	七 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
八 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報	八 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
九 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報	九 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
十 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による情報	十 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による情報

長	理する町学・就職準備給付金の支給に関する情報
員職業紹介・職業指導又は部員職業補導に関する情報	一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報
二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報	二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報
三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
六 生活困窮者居住確保給付金の支給に関する情報	六 生活困窮者居住確保給付金の支給に関する情報
七 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	七 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
八 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報	八 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
九 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報	九 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
十 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による情報	十 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による情報

二において読み替え、同法第七十八条の法第四十一条の規定による同法第二条の二の規定による同法第二条の二第一項本第一項本第一項本第一項の規定に七十条の十二において一部の規定により同法第七十七条の二第一項止があつたとき。
第七十一文の指定の取消しがあつて本文の指定が法第四十二条の二第一項本第一項本第一項本第一項の二第二項若しくは第七十七条の二第一項止があつたとき。
第四十二条の二第一項本第一項本第一項本第一項の二第二項若しくは第七十七条の二第一項止があつたとき。
第四十二条の二第一項本第一項本第一項本第一項の二第二項若しくは第七十七条の二第一項止があつたとき。
第四十二条の二第一項本第一項本第一項本第一項の二第二項若しくは第七十七条の二第一項止があつたとき。

事業者		販売用具の取扱い		特約をうけた者は行方不明に陥る場合の保護措置		その他の介護保険	
第五条の指定	介護保険の指定	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険
第五条の指定	介護保険の指定	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険
第五条の指定	介護保険の指定	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険	介護保険

村町いなし設置を所務事祉福	市町村	て準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第二項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十五条第一項、第五十五条第二項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第六十五条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第三項から第七十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第二項から第四项まで
第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項 まで		